

令和5年度第3回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時：令和6年1月9日（火）午前10時20分～

場所：特別会議室

- 1 市職員等による障害者差別に関する相談事例（令和5年4月～9月） 【資料1】
- 2 障害者への配慮についての取り組み事例 【資料2】
- 3 バリアフリー整備に関する当事者参画の取り組み事例 【資料3】
- 4 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」
の一部改正 【資料4】
- 5 本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み 【資料5】

【資料 1】

1 市職員等による障害者差別に関する相談事例（令和 5 年 4 月～9 月）

（1）趣 旨

令和 5 年度上半期に、各局室区から報告のあった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

（2）集計件数

受付 件数	申出内容別の状況						施 設 の バ リ ア フ リ ー関係	その他の 相談等
	職員の対応			事務事業の 実施方法等				
	差別的 言動	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供			
185 件 (181 件)	1 件	1 件	1 件	0 件	1 件	77 件 (77 件)	153 件 (152 件)	

※ 申出内容別の状況については、複数の区分に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。

※ （ ）内件数は、名古屋城バリアフリー関係分（再掲）

（参考）相談件数の推移

年度	受付 件数	職員の対応			事務事業の 実施方法等		施設のバ リアフリ ー関係	その他の 相談等
		差別的 言動	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供		
R 元	9 件	1 件	2 件	0 件	0 件	0 件	1 件	5 件
R2	4 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	3 件
R3	5 件	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件	2 件
R4	5 件	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件	3 件

※ 申出内容別の状況については、複数の区分に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。

(3) 主な相談事例の概要

○職員の対応

事例 1	発達障害者への対応について
相談者	障害当事者（発達障害）の家族
相談内容	ぜん息のほか、心臓病、自閉スペクトラム、ADHD のある息子がおり、市のぜん息教室へ申込をした。後日、担当部署より電話があり、「ADHD ですと他の子に手を出したりしませんか？そういう子だと職員が少ないので対応できないかも」と言われた。「ADHD だから」「障害児だから」という理由でこのような質問をされたのであればとても悲しい気持ちとなる。同じような状況にいる保護者や本人が傷つかないよう改善を希望する。（環境局）
対 応	（電子メールにて回答） 「担当職員からのお電話では、教室の運営上でお尋ねしましたが、その結果、お母さまの心情を害するようなことになり、大変申し訳なく思っています。今回いただきましたご意見を真摯に受け止め、皆様が心地よくご参加いただけるような教室運営に努めてまいります。」 その後、申出人からの連絡はないが、再発防止のため、朝礼にて課内で情報共有するとともに、相手に寄り添った言葉遣い、案内を心がけるよう注意喚起を行った。

○職員の対応

事例 2	身体障害者への市バス運転士の対応について
相談者	障害当事者（身体障害）
相談内容	市バスを利用した際、車内が混雑していたため、運転士の近くで立っていた。車内では手すりや棒に捕まる必要があるのは理解しているが、障害のため手すりなどに捕まることができず、壁にもたれて踏ん張っていたところ、バスの運転士から手すりに捕まるよう言われた。私が半身まひのためできないと答えたところ、運転士に空いている時間帯に利用するよう言われた。このような利用制限があるのか。（交通局）
対 応	正当な理由なく、お客さまに対して利用制限を設けることは不当な差別に当たり、ご不快な思いをさせてしまったことを謝罪した。 当該の運転士には、他のお客さまと同様に利用の時間帯を制限することなく、他のお客さまへ席をお譲りいただく等の声掛けを行い、車内事故の防止を図るよう指導を行った。 また、本事例を全営業所の運転士に周知し、障害のある方への対応について研修を実施した。

○事務事業の実施方法等

事例 3	視覚障害者に対する合理的配慮の提供について
相談者	障害当事者（視覚障害）
相談内容	区役所に設置された金シャチマネー臨時窓口において、金シャチマネーの申請書をもらい、申請のために代読・代筆をお願いしたところ、現場の派遣スタッフから「本庁に確認しないと、そのように対応して良いか分からない。」と言われ、断られた。合理的配慮が義務付けられているのに、徹底されていない。 (経済局)
対 応	商品券事業受託事業者に対し、契約締結時に交わした契約書（障害者差別解消に関する特記仕様書を含む）のとおり、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応をするよう嚴重注意を行った。

【名古屋城バリアフリー関係】

○施設のバリアフリー関係・その他の相談等

事例 4	名古屋城バリアフリーに関する市民討論会について
相談者	市民等
主な意見	・名古屋市は障害者を差別するのか。 ・バリアフリーをしない天守閣は復元すべきではない。 ・（差別発言があったが、）市は対応しなかったのはおかしい。 ・市の職員も明日、障害者になることを考えているのか。その場合は、同じようにつらい気持ちになるんだ。分かっているのか。 (観光文化交流局)
主な対応	(電話・電子メールにて回答) 「この度は、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 今回の件は、本市の運営の準備や進行等の不十分さが露呈したものであり、職員がその場で制止したり、人権に配慮した発言を求めたりする等の対応をすべきであったと深く反省をしております。 被害者のお気持ちを深く傷つけ、市民の皆様方に多大なるご心痛、ご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、謹んでお詫び申し上げます。 今後、何が足りなかったのか、何をしていかなければならないのか、人権や障害者差別解消について議論・検討を重ね、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。」

※ 市民等より多数寄せられた意見・対応をまとめたもの

2 障害者への配慮についての取り組み事例

(1) 趣 旨

各局室区における障害者への配慮についての取り組み事例の照会結果です。毎年実施していますが、新たな取り組みも追加した事例集をフィードバックすることにより、各職場における取り組みに活かしていただくものです。

不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行う「環境の整備」と、特定の障害者に対して個別の状況により行う「合理的配慮の提供」を両輪として進めることが重要です。

(2) 追加した主な取り組み事例

○ 中村区役所等複合庁舎のバリアフリー設備等

ア バリアフリー設備等一覧

区分	バリアフリー設備等	設置階	説明
駐車場	 タクシー乗降場所	地下1階	庁舎周辺の交通や雨の影響を考慮して地下1階に専用スペースがあります。 (スロープ付きタクシーの停車も可能です)
	 車いす使用者用駐車スペース	地下1階	車いす使用者用駐車スペースが2台分あります。
	 障害者・妊産婦の優先駐車スペース	地下1階	障害者・妊産婦等の優先駐車スペースも1台分あります。
トイレ (バリアフリートイレは各階にあります)	 ベビーチェア	1階、2階、3階、4階、5階	男性トイレ・女性トイレとも個室に設置してあります。 (設置してある個室には表示がしてあります)
	 おむつ交換台	1階、2階、3階、4階、5階	バリアフリートイレ内に設置してあります。
	 サニタリーボックス	1階、2階、3階、4階、5階	男性トイレ・女性トイレとも個室に設置してあります。
	 大人用介護ベッド	1階、2階	バリアフリートイレ内に設置してあります。 2階ではトイレ内設備について音声で案内しています。
	 オストメイト対応	1階、2階、3階、4階、5階	バリアフリートイレ内に設置してあります。
誘導・案内	 視覚障害者誘導用ブロック	地下1階、1階、2階、3階、4階、5階	庁舎敷地の入り口となる西側、南側、東側から建物内部まで敷設してあります。
	 音声誘導	1階、2階、3階、4階、5階	各階でトイレの場所を音声で案内しています。
	 総合受付	1階	呼び出しボタンがあります。
	 耳マーク	1階、2階、3階、4階、5階	各受付窓口で筆談等の対応をします。
その他	 授乳室	1階	
	 車いす貸出	1階	総合受付で借りることができます。
	 ヒアリングループ		区役所での会議やイベントで利用できます。 (総務課までご相談ください。)

イ 各階のバリアフリー設備

(ア) 地下1階

【タクシー乗降場所】



庁舎周辺の交通や雨の影響を考慮して、地下1階の駐車場に専用スペースがあります。

【障害者・妊産婦等の優先駐車スペース】



車いす利用者用駐車スペース2台分に加え、障害者・妊産婦等の優先駐車スペースも1台分あります。

(イ) 1階

【敷地入り口の視覚障害者誘導用ブロック】



庁舎敷地の入り口となる西側、南側、東側から建物入り口まで敷設してあります。

注) 写真は南側入り口

【総合案内所の呼出ボタン】



総合案内所に職員の呼出ボタンを設置しています。(点字表記あり)

【バリアフリースイレの大人用介護ベッド】



1階と2階に設置しています。
福祉課のある2階には、バリアフリースイレ内の設備について音声で案内しています。



(ウ) 2階

【視覚障害者誘導用ブロック】

エレベーター及び階段から福祉課までの通路は、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しています。



(エ) 5階

【講堂の昇降機】



講堂のステージに車いすの方が登壇できるよう、昇降機を設置しています。

(オ) その他のバリアフリー設備

【通話モニター（エレベーター）】



聴覚障害の方が有事の際に外部と交信ができるように、相互モニターを設置しています。

障害者への配慮についての取り組み事例

1 窓口・案内

主な対象	事 例
全 般	区役所・施設での移動時や駅での移動・乗降時における介助・誘導・同行
	フロアサービス員を配置し、申請書の記入方法の案内や支援等を実施
	サービス介助士の資格を持つ職員の配置
	福祉コンシェルジュを配置し、窓口案内や手続きの支援等を実施
	受付カウンターにスティックラバー（杖立）を設置
	窓口への来庁が困難な人に対する郵送での対応
	申請書類に記入できない場合の代筆の実施
	耳の不自由な方や歩行の不自由な方を窓口に呼ぶときは直接フロアに出向いて対応
	【一部追加】 窓口にみえた際に声かけができない人に対してすぐに対応できるように呼び鈴・呼出ボタンを設置（中村区）
	窓口でお客様を呼び出すための特大受付番号を貼り付けたファイルの提示
	バリアフリースイレやスロープ等の案内表示の確認・追加
	（本人の意向による）優先席利用時の周囲への声かけ
	乗車券や自動販売機の商品の購入の手伝い
	障害に配慮したナースコールの配備
	施設の利用に関して困ったことを気軽に尋ねてもらえるような案内表示の設置
	トイレの案内表示の増設
	平仮名や英数字による地下鉄駅名の表示
	障害のある方への連絡について、個別の事情に応じた方法（文書、電話、メールなど）で連絡
	障害のある様々な方へ対応できるよう、受付窓口にはハイカウンターとローカウンターの両方を設置
	申請書の記入箇所に印をつけたり、メモを添付するなどの分かりやすい記載指導を実施
視覚障害	読み上げによる対応
	文字を拡大した説明カードでの説明
	老眼鏡や拡大鏡の窓口への設置

視覚障害	音声コード（SP コード）（文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）を読み上げる「視覚障害用活字文書読上げ装置」の窓口への配置
	薬袋（服用回数の説明）に点字シールを貼り付け
	バス停や自動販売機での点字による情報提供
	地下鉄駅改札の駅員呼出しインターホンの設置場所を窓口カウンター正面卓上に統一
	交通局のテレホンセンターにおける時刻表等の読み上げ
	音声で確認できる血糖測定器やインスリン注射の補助具（ルーペや操作補助具）を用意
	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、障害者医療証、福祉給付金資格者証、介護保険被保険者証等への点字シールの貼付
	現金収納や口座振替登録を行う窓口に昇降式のデスクを設置
	市民意識調査の際にアンケート用紙の点字版も作成
	介護保険料の納入通知書等を送付する際に希望に応じて点字版を作成
	新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場で配布している「接種後のお願い」の点字版を用意
聴覚障害	「耳マーク」及び「筆談マーク」を掲出して筆談やコミュニケーションボードによる対応等を実施
	筆談用ボードの窓口への設置
	ゆっくり、はっきりと口元が分かるように説明
	「耳マーク」及び「手話マーク」を掲出して手話通訳の可能な職員や案内スタッフを配置
	タブレット端末を使った遠隔手話通訳（テレビ電話機能の活用）、筆談（音声を文字化できるアプリ（UD トーク）やディスプレイ画面で筆談ができるアプリ（UD 手書き）の活用）
	案内表示装置（駅構内の電光表示板や地下鉄の車内案内表示装置（ハッチービジョン）等）を用いた緊急時の情報提供
	地下鉄駅やサービスセンターでのタブレット端末を用いた案内
	説明カード・装置のランプの色・ホワイトボード等を活用した説明
	コミュニケーションボードによる問診（外国語（10 か国語）でも対応）
	筆談用ボードを新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場に準備
	助聴器の窓口への設置

肢体不自由	荷物の上げ下ろしの手伝い
	車いす使用者等のスペースの確保や低床カウンターへの案内
	車いす使用者等の対応の際には職員が1階に降りて対応
	車いす使用者等の降車駅への連絡
	(ホームと車両との隙間や段差の解消のため) 地下鉄への乗降時の渡り板による介助
	施設利用者への器具(車いす・車いすのタイヤを保護するカバー・電動カート・杖等)の貸出し
	インターホン等による対応
	出入口(手動ドア)の開閉の介助
	車いす使用者の目線を意識したバリアフリースイールの表示位置の変更
	車いす使用者が180度回転できる通行幅(140cm以上)を確保
	車いす利用者に対して、時間外の出入りについて他の利用者とは別に移動距離の短い出入口を開放
	足に障害のある方が座って書類記入できるようバインダーを提供
知的障害	相手の状況に合わせて、話す内容や速さ等を伝わりやすいように対応
精神障害	不安を感じさせないように穏やかな口調で会話
	できるだけ静かな場所で話を聞くように対応
	口頭での説明での理解が難しい場合は、メモ等に筆記して説明を分かりやすくして伝達
	対人恐怖症など対人状況で緊張や不安が強い方に、直接会話をせずにメールで質問に答えるなどの対応

2 広報(印刷物・映像)

主な対象	事 例
全 般	デザインや文字を印刷物ガイドラインや福祉都市環境整備指針に基づいた印刷・配色・字体で設定
	動画にふりがなをつけた字幕を掲載(文字情報が有用な聴覚障害者と漢字は読めなくてもひらがなならば読める知的障害者への配慮)
	問合せ先のFAX番号の併記
	「広報なごや」に掲載する記事の問い合わせ先には、原則、電話番号と合わせてFAX番号やメールアドレス等も記載

視覚障害	点字版の作成または点字の貼り付け
	拡大版（弱視の人が読めるように文字を拡大したものや拡大印刷したもの）の作成
	テキストデータ（音声読み上げソフトに対応した形式）の提供
	音声版（文字情報が録音された CD 等）の作成
	音声コード（Uni-Voice（ユニボイス）、SP コードといった二次元コード）の印刷 ※Uni-Voice：専用の機器や対応のアプリケーションをインストールしたスマートフォン・タブレット端末により、文字情報を音声で読み上げることのできる二次元コード SP コード：専用の機器（活字文書読上げ装置）により、文字情報を音声で読み上げることのできる二次元コード
	色覚障害者に配慮して、色の凡例に色名の文字も表示して何色であるかを文字でも表示
	「広報なごや」で点字版・音声版・テキストデータを作成
	「広報なごや市会だより」（名古屋市会の広報紙）で点字版・声の市会だより・テキストデータを作成
聴覚障害	市政広報テレビ番組は字幕放送も合わせて実施
	平成 25 年度～平成 30 年度に制作した自主制作映像、主に昭和 30～40 年代の名古屋の様子を記録した古映像の字幕版の作成
	動画に字幕や手話通訳を掲載
知的障害	平易でわかりやすい内容にまとめて、漢字にはふりがなをつけた印刷物の作成

3 ウェブサイト

主な対象	事 例
全 般	各種施設や駅等のバリアフリー情報の提供
	電話番号と合わせて FAX 番号やメールアドレス等も記載
視覚障害	文字サイズの拡大機能の提供
	音声読み上げソフトに対応した構成（テキストデータの埋め込み等）
	視認性の条件（JIS 規格）・十分なコントラストの確保・色の違いに頼らない網掛け処理等の配慮
	画像に対する ALT 属性（画像の代替となるテキスト情報）の設定
	時刻表、地下鉄駅のホーム・改札等の構造や位置関係のイメージ等について、音声読み上げソフトによる読み上げが分かりやすくなるように改善
聴覚障害	掲載動画には字幕を表示することを推奨

肢体不自由	マウスを利用できない人でも情報を取得できるよう、キーボードのみの操作ですべてのページを閲覧できるように構成
知的障害	漢字にふりがなをつける機能の提供

4 各種行事・イベント・講座（講演会・講習会・区民まつり等）

主な対象	事 例
全 般	申込方法や問い合わせ先は電話以外に FAX や電子メール等でも対応
	エレベーターを利用できる施設で開催
	会場案内図に最寄り駅の直近の出口（○番出口）のほか、エレベーターのある出口（○番出口）も紹介
	参加にあたっての配慮（手話通訳・要約筆記・資料の点訳等）が必要な場合には事前の相談に対応する旨を記載
	イベントを実施する際には対応する職員の数を増員
	障害内容に応じた適切な対応が可能となるよう事前に打ち合わせを実施
	説明の内容を簡潔にしたり、説明の早さを遅くするといった対応を実施
	博物館の特別展の障害者入場券を事前にコンビニ等でも購入できるよう対応
視覚障害	チラシやレジュメ等の点字版の作成
	点字版資料や音声版資料の製作・貸出し
	博物館の展示説明会（展示の趣旨、内容等の説明）において、資料の見えない方のために、口頭で丁寧に説明を実施
	博物館の展示会場内を同伴して、簡単な展示ガイドを実施
聴覚障害	手話通訳者や要約筆記者の配置
	手話講座に聴覚障害用の応募枠を設置
	磁気ループ席の設置や赤外線補聴システムの貸出し
	字幕つきプラネタリウムの実施
	イベントに参加した聴覚障害者に向けて、説明内容を大きく印刷したものを作成し、紙芝居のように見せながら説明
	映画会で字幕及びボイスガイドを配置
	聴覚障害者の脇に座り、講演の進行に合わせて説明内容を記載した文書を提示
	駅ちかウォーキングの受付に耳マークを掲出
	【追加】区役所のイベントや講演等の際にヒアリンググループの貸出（中村区）
肢体不自由	車いす使用者や介助者用のスペースの確保
	車いす使用者に配慮したパネルや机の配置

肢体不自由	防災訓練における仮設スロープの設置による段差の解消
	開催案内にバリアフリートイレの場所を記載
	肢体不自由がある方等については、待ち列に並ぶのではなく、待機場所を設置
	ウォーキングイベントで車いす使用者が参加できるための迂回ルートを設定
	スタンプラリーでエレベーターがある場所にスタンプを設置
	駐車場が離れた位置にあるときには車いす使用者等が乗っている自動車を施設近くまで誘導・案内
	【追加】講堂に登壇用の昇降機を設置（中村区）

5 教育（教育委員会）

主な対象	事 例
全 般	移動の補助や排せつ・着替え・食事等の介助を必要とする幼児児童生徒に学校生活介助アシスタントを派遣
	学校生活介助アシスタントを利用している児童生徒で、移動への支援が特に必要な児童生徒に対し、宿泊行事に介護ヘルパーを派遣
視覚障害	視覚障害のある児童生徒への拡大教科書の無償給与、学習を助ける斜面機の整備
聴覚障害	聴覚障害のある児童生徒の在籍する学校に対し、デジタル補聴システムの送信機を貸出し
肢体不自由	肢体不自由のある児童生徒への学習を助ける斜面機の整備、車いす用の児童機の整備、階段昇降機の貸出し
内部障害	【修正】人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他の医療行為 を必要とする児童生徒に看護介助員を配置
	形態食の必要な児童に給食を二次調理する栄養士の配置
知的障害	【追加】障害の程度や習得状況に応じた個別の指導・支援の実施
発達障害	主に学校生活上で支援を必要とする発達障害のある幼児児童生徒に対して発達障害対応支援員を配置
	主に学習面で支援を必要とする発達障害のある児童生徒に対して発達障害対応支援講師を配置
その他	【修正】野外教育センターにおける配慮 ・入所校の活動計画作成上の情報提供と打合せ ・保護者及び本人の下見受付、保護者や介助者の宿泊受入 ・教員風呂の使用許可 ・職員トイレの使用許可 ・屋外トイレの簡易便座設置 ・野外学習のため公用車での送迎 ※通常学級在籍の発達障害の児童、特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒

6 防 災

主な対象	事 例
全 般	電話による 119 番通報が困難な場合でも FAX（ファックス 119）、電子メール（メール 119）及びインターネット（Net119）を用いて通報できるよう、受信態勢を整備（メール 119 及び Net119 は事前登録制）
	街路灯への海拔表示を実施する際のルビ（振り仮名）振り
	災害時ヘルプカード及び記載例の作成・配布（ルビ（振り仮名）振りや点字版の作成も実施）
	障害のある方へ配布する防災用リーフレットへの作成（ルビ（振り仮名）振りも実施）
	指定避難所運営マニュアルにおける要配慮者への配慮事項や対応方法の掲載、指定避難所運営訓練等における実践
	指定緊急避難場所及び指定避難所標識看板の作成する際には、ピクト表示とルビ（振り仮名）振りを実施
	【追加】 災害時における要配慮者支援マニュアルにおける要配慮者への配慮事項や対応方法の掲載（健康福祉局）
視覚障害	【追加】 なごやハザードマップ防災ガイドブックの点字版・音声版を作成・配布（防災危機管理局）
	【追加】 なごやハザードマップ防災ガイドブックの音声版を市公式ウェブサイトで公開（防災危機管理局）
	指定避難所運営マニュアル（概要版）音声コード（SP コード）（視覚障害用活字文書読上げ装置により音声で読み上げできるよう文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）の印刷
聴覚障害	救命講習実施時、画面表示のみで操作の理解ができる AED トレーナーの導入 手話による教養 DVD を作成し、救命講習の実施時に使用
肢体不自由	指定避難所に配備している仮設トイレのすべてを車いす対応
内部障害	腎臓病患者の方を対象に、災害用備蓄物資として低たんぱく米を備蓄

7 議会・会議の傍聴

主な対象	事 例
視覚障害	点字による請願及び陳情の提出を認め、訳文の添付がない場合は翻訳を実施
	点字版資料の配付
聴覚障害	傍聴席における手話通訳や要約筆記の対応
	傍聴席における磁気ループ席の設置や専用受信機の貸出し
肢体不自由	階段を使わずに傍聴席へ行けるバリアフリー受付を設置

8 選挙（選挙管理委員会・区役所）

主な対象	事 例
全 般	投票所内の掲示物のルビ（振り仮名）振り
	投票所に投票用紙を押さえる文鎮等を備え付け
	仮設スロープの設置による投票所の段差解消
	投票所に投票用紙の滑り止めシート等を備え付け
視覚障害	投票所に候補者氏名等の名簿の点字版を備え付け
	投票所に点字投票用の点字器を備え付け
	選挙種別が判読できるように投票箱の投入口に点字シールを貼り付け
	投票所に拡大鏡を備え付け
	市長選挙及び市議会議員選挙において、選挙公報の点字版・音声版を配付 （その他選挙においては愛知県選挙管理委員会が配布）
	選挙のお知らせに宛名・投票所名・区連絡先等の点字版シートを添付して配布
	【追加】 弱視者等が投票しやすいように、身体障害者用記載台に照明器具を備え付け
聴覚障害者	投票所にコミュニケーションボードを備え付け
	【追加】 投票所に「耳マーク」を掲出し、筆談等に対応
肢体不自由	投票所に車いすのまま投票できる低い投票台を備え付け
	【追加】 投票所に貸出し用の車いすの配置
知的障害	（代理投票時における）意思疎通等の確認等の便宜のため、投票所に投票の流れ図及び選挙公報の縮小版（A4 版）を備え付け

9 配慮に向けた研修・啓発

事 例
大学生の発達障害についての理解を深め、支援のあり方や具体的な対処法について考える機会の一環として、FD 講演会（教職員のための講演会）を開催
自主的に手話講習を受講し、手話での窓口対応を実施
ハンセン病やエイズへの差別・偏見を無くすため、市ホームページでの情報提供やパンフレット配布による啓発
災害ボランティアコーディネーターの講座において、障害のある要援護者への配慮についての講習を実施
トワイライトスクール等の運営者に対して知的障害・発達障害に関する研修を実施
トワイライトスクール等に対する、「配慮を要する児童への対応について」を策定

トワイライトスクール等に対する、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領を踏まえたトワイライトスクール等におけるポイント」を作成
全トワイライトスクール等（262 か所）に対して、「こんなときどうする？障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」を配布
保育所等職員へ統合保育の考え方に基づく保育を実施するための研修を実施
窓口における合理的配慮について、講義や当事者の保護者の体験談、グループワークを通して学ぶ研修会を実施
大学教職員等へ大学における合理的配慮のあり方について考える研修会を実施
主催講座において、視覚障害者の人たちと交流を深める講座やハンセン病を学ぶ講座を開催
障害者と地域子ども達が交流することで、差別のない共生社会実現を目指して「名東ふれあいスポーツ広場」を実施
障害者差別解消法や障害者差別相談センターの啓発パネルの展示
電車やバスの優先席、車いす使用者用駐車スペース、バリアフリートイレの適正利用に関するポスターによる周知啓発の実施
クルーズ名古屋（中川運河における水上交通定期運航）の運航に関わる船内及び乗船場スタッフに対し、聴覚障害者へのコミュニケーション方法及び肢体障害者への対応方法（主に車いす介助の方法と船への乗り込み、船内での車いす固定実習）について研修を実施

10 その他

主な対象	事 例
全 般	入試実施時に配慮措置（別室受験・試験室指定・座席指定・注意事項等の文書による伝達等）を実施
	保健師等の採用選考の募集申込書に自由記入欄を設け、試験の実施にあたって障害のある受験者が配慮を必要とする場合にはその旨を申し出る機会を設置
	ごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等に対し、原則として玄関先で収集する「なごやか収集」を実施
	粗大ごみ排出依頼に対し、実地面談を行い、合理的配慮の提供が必要と判断した場合、専有部分から粗大ごみを搬出
	保育所の障害児のいるクラスに対し、保育を補助する職員を加配
	地下鉄車内やバス車内への優先席や車いすスペースの設置
	採用試験に際し、身体の障害等による受験上の配慮の相談の有無を確認して対応（手話通訳・点字受験・配席等）
	トワイライトスクール等において配慮を要する児童に対し、必要に応じてトワイライト介助アシスタント等を配置

全 般	スポーツ体験イベントでユニバーサルスポーツの体験コーナーを設け、特別支援学校の児童に参加を呼びかけ
	多目的更衣室の設備がない施設で、障害のある異性の方の着替えの介助が必要な場合、同じ敷地内にある別施設の多目的更衣室を案内
	図書館で布絵本の貸出し
	文字の拡大・文字色反転機能、音声読み上げ機能を備え、来館不要で利用可能な電子書籍の貸出し
	障害者割引の本人確認での障害者手帳アプリ（ミライロ ID）の導入
	【追加】障害当事者より、正面玄関のスロープが破損し車いす利用に限らず転倒の恐れがあるとの意見から、当該箇所の補修を実施（北区）
	【追加】障害者用駐車スペースが片側しかスペースが確保されておらず、運転する障害者、介助される障害者ともに利用しにくいとの意見から、支所駐車場再整備時に、新たに1か所広めの駐車スペースを確保（北区）
	【追加】地下駐車場にタクシー用停車場所を準備（中村区）
視覚障害	家庭ごみ用指定袋の外装袋にパンチ穴をあけて、各指定袋の種類を差別化
	点字版資料・録音資料の郵送による貸出し、プレストーク未所持の利用者への IC レコーダーの貸出し
	拡大読書機の設置
	大活字本の貸出し
	交通系 IC カード（マナカ）を券売機に挿入する向きがわかるようカードに切欠きを設置
	バス料金箱・地下鉄自動改札機の IC カード読取部表面に凸凹シールを貼り付け
	視覚障害者で合理的配慮の提供が必要な場合は、ごみ袋に点字が刻印された紙等を貼って出してもらい対応
	点字版の試験案内を希望者に対して配布
	名刺を作成する際には点字版も作成
	図書館で点字付き絵本の貸出し
	図書館で文字をそのまま読むことが困難である人のために希望資料の代読を対面で実施（対面読書）
	一部の図書館でリーディングトラッカー（文字列を追うことが困難な人のための読文補助器具）の窓口設置（弱視者向け）
	博物館の特別展において、展示物に係るキャプションをできるだけ観覧者視点に近づける（文字を大きくする・距離を近づける）等の展示の工夫を実施（弱視者向け）

聴覚障害	展示品解説用の文章（音声ガイド装置の原稿）や文字情報でも説明する音声ガイド機器の備え付け
	市長定例記者会見において手話通訳者を配置
	市長定例記者会見の会見録を市公式ウェブサイトへ掲載
	（新型コロナウイルス感染症の）軽症者等宿泊療養施設における筆談やショートメールの活用等による療養受け入れ
	（新型コロナウイルス感染症の）軽症者等宿泊療養施設において緊急時への備えとして発光機能のある呼び出し設備を配備
	聴覚障害者が救命講習を受講する際、聴覚言語障害者情報文化センターに手話通訳者の派遣を依頼
	【追加】エレベーターに通話モニターの設置（中村区）
肢体不自由	図書館に来館できない場合に郵送貸出し（郵送料図書館負担）を実施
	採用選考の際、受験者からの申し出により、論文試験においてPCによる受験に対応
	（新型コロナウイルス感染症の）軽症者等宿泊療養施設におけるバリアフリールームの活用等による療養受け入れ
	クルーズ名古屋（中川運河における水上交通定期運航）の一部の船舶を車いすが乗船できるように改造、バリアフリー対応椅子の設置、手すりの増設
	【追加】博物館の展示物に合わせて目線の高さを変えられる昇降式車いすの貸し出し（教育委員会）
知的障害	一部の図書館でLLブック（文章を読んだり理解したりすることが苦手な人のためのやさしく読める本）の貸出し
内部障害	男性用個室トイレの一部に尿もれパッドを廃棄するためのサニタリーボックスを設置

【備考】

（１）取り組み事例について

- ・似た事例については共通している内容で集約・統一
- ・文言は同じ表現で統一

（２）対象について

- ・範囲の広い障害を対応しているものは「全般」と記載
- ・ルビ（振り仮名）振りやFAX番号の表記は広く捉える「全般」に統一

（３）その他

- ・近年に改められた用語は統一して更新（例：「多機能トイレ」→「バリアフリートイレ」）

3 バリアフリー整備に関する当事者参画の取り組み事例

(1) 趣 旨

施設整備の際のバリアフリー整備において、当事者（バリアフリー法において配慮を必要としている障害者、高齢者、子育て家庭等）の参画を得て取り組んだ事例の照会結果です。各局室区における具体的な当事者参画の手法や意見及び対応方法の事例を紹介することにより、今後の当事者参画の取り組みに活かしていただくものです。

障害者差別解消法では、行政機関は合理的な配慮を的確に行うために施設の構造の改善及び設備の整備に努める（同法第5条）こととされています。当事者の意見（ニーズ）を踏まえてバリアフリー整備を進めることにより、事業者及び行政といった専門家集団のみでは見つからなかったような「気づき」を得られ、誰もが安全・安心で快適なまちづくりの実現へとつながっていきます。

(2) 追加した取り組み事例

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業

【手 法】

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業についてユニバーサルデザイン説明会を開催し、名古屋市障害者団体連絡会（※1）の各団体の方へ陸上競技場改築等の整備内容を説明するとともに、ご意見をいただいた。

○第1回説明会

- ・整備計画概要の説明及び意見交換を実施

○第2回説明会

- ・第1回説明会でのご意見を踏まえた計画内容の説明及び意見交換を実施

○第3回説明会

- ・第1回、第2回でのご意見を踏まえた基本設計内容の報告及びトイレ・手すり等各種施設や観客動線の詳細の説明、意見交換を実施

○第4回説明会

- ・第3回でのご意見を踏まえた実施設計内容の報告及び意見交換を実施

【意見と対応】

意 見	対 応
3 階だけでなく、高さ方向に車いす利用者席の選択肢を増やしてほしい。	多様な観戦環境が可能となるよう、4 階スタンドや、2 階・3 階・5 階のバラエティーシート・VIP 席にも車いす利用者席を分散配置します。

ユニバーサルトイレ（バリアフリートイレ）について様々な立場の方に配慮し機能分散した計画としてほしい。	多様なニーズに対応するために車いす用トイレ、オストメイト、ユニバーサルシート等の機能を分散して配置します。
ループコイル（ヒアリングループ（※3））を1か所に集約するのではなく、分散配置してほしい。	ループコイルを複数箇所に配置します。
専用のカームダウン室がほしい。	専用のカームダウン室を2室設置します。
複数の車いす利用者が同時に利用できるよう、エレベーターを極力大きなかご室としてほしい。	4台設置するエレベーターのうち、陸上競技場西側デッキにあるエレベーター1台を30人乗りにします。
バリアフリールートについて多方面からもアクセス可能なルートとしてほしい。	多様なバリアフリールートの計画をします。
【追加】 センサリールームを計画してほしい。	陸上競技場メインスタンド4階の一部をセンサリールームに変更し対応します。
カームダウン室の詳細な計画について教えてほしい。	前回説明会までに2室計画している旨説明したが、詳細としては、2.6m×5.0m程度の部屋と3.5m×4.0m程度の部屋の設置を検討しています。 また、別途多目的室の内1室を運用によりカームダウン室として使用可能な計画とします。
サインのピクトグラムは高いところに表示しているが、高齢者の方だと目の高さくらいが見やすいのではないかと。	高い場所だけでなく、目の高さの見やすい位置にもサイン表示を計画します。
駐車場については、車いす使用者に限らず、他の理由でも必要とされる方が優先して使えるスペースを検討してほしい。	陸上競技場メインスタンド側の駐車場に、ご意見にかなうような優先駐車スペースを設けます。

名古屋駅乗換空間のユニバーサルデザインのための関係団体ヒアリング

【手 法】

障害（肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・知的障害・精神障害・内部障害）当事者やその家族、高齢者、子育て家庭等の関係者団体に名古屋駅乗換空間の改修の際のバリアフリー整備やその他必要なバリアフリー整備について社会福祉法人 AJU 自立の家を通じヒアリングを行った。

○ヒアリング経緯

（平成 28 年度）

- ・名古屋駅の動線、昇降施設、情報、サインについて
- ・ターミナルスクエア 1～5 の具体的な対応策について

（平成 29 年度）

- ・名古屋大学名誉教授谷口先生の描く絵姿について
- ・バリアフリー設備の配置等について

（平成 30 年度）

- ・駅前広場の再整備の検討深度化に向けて

（令和元年度）

- ・案内サインについて
- ・工事中の対応・配慮について

（令和 3 年度）

- ・タクシーへのアプローチについての対応・配慮
- ・視覚障害者誘導用ブロックを設置するにあたっての対応・配慮

（令和 4 年度）

- ・西側駅前広場の平面図について

○参加者の種別

- ・視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害、精神障害、難病、高齢者、子育て家庭、外国人

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

※令和 3 年度より、新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン会議も併用

【意見と対応】

意 見	対 応
バリアフリールートを複数確保してほしい。	今後、いただいた意見を参考に可能な限り設計に反映していく。
地下の乗り換えを便利にしてほしい。	
エレベーターをわかりやすい位置に配置してほしい。	
工事中のバリアフリーの配慮及び交通誘導員の教育・配慮を求めたい。	
点字ブロックを位置把握しやすいように設置してほしい。	

名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業

【手 法】

国際展示場新第1展示館の整備に際し、名古屋市障害者団体連絡会に出席し、整備内容を説明するとともに、バリアフリー整備について意見交換を行った。（令和元年8月）

○実施方法

・連絡会当日、計画概要、スケジュールをご説明し、質疑応答を行うとともに、意見照会を実施。提出された意見は、新第1展示館の設計に反映させた。

【意見と対応】

意 見	対 応
バリアフリースイートイレ内に大型ベッドを設置してほしい。バリアフリースイートイレを目的別に設置してほしい。	1階、2階の各フロアに展開式の大型ベッドを備えたバリアフリースイートイレ、低床の台を備えたバリアフリースイートイレを設置しました。
トイレの位置はわかりやすい所に。	設計を改め、わかりやすい所に設置しました。
照明は明るく、段差が分かるような色彩に。	可能な範囲で対応しました。
誘導チャイムの設置。	バリアフリースイートイレに設置しました。
障害者向け駐車場を入口の近くに、多く設置してほしい。	設計を改め、入口の近くに3台分設置しました。
案内表示を分かりやすくしてほしい。	色分け等可能な限り対応しました。
誘導ブロックは受付階段エレベータートイレまでは完全に。	受付まで設置しました。
パニックやてんかん発作時のとき等緊急時に利用できる部屋の設置をしてほしい。	主催者が利用できる多目的室を1室増設しました。

【補足】バリアフリー整備に関する当事者参画の取り組み事例の多くでみられる意見

バリアフリートイレへの大型ベッドの設置

○バリアフリートイレ

従来の「多機能」トイレ・「多目的」トイレといった誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象者や機能を明確にするために、国においては「バリアフリートイレ」の名称を採用した適正利用に関する啓発を令和3年度から始めた。

令和4年3月の福祉都市環境整備指針の改定にあたり、利用対象者や機能を明確にするために国も採用している「バリアフリートイレ」の名称へと変更した。

なお、改定後の福祉都市環境整備指針では、「従来「多機能トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障害者等の利用に適正な配慮が必要なトイレを総称して「バリアフリートイレ」と表記しています。」として、現在は過渡期である旨の注記も入れている。

○大型ベッド（介助用ベッド・ユニバーサルベッド）

介助を要する大人が着替え、おむつ交換、排泄（自己導尿等）などができるベッド（長さ150cm～180cm程度、幅60cm～80cm程度）のことである。

福祉都市環境整備指針では、バリアフリートイレには大型ベッドを設けることが望ましいとしている。（床面積2,000㎡以上の公共建築物、大型ベッドを必要とする障害者等が多数利用することが想定される公共建築物では大型ベッドの設置を標準としている。）

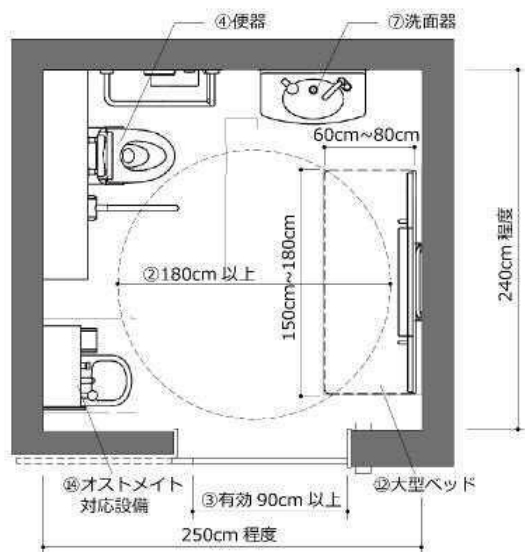
ベッドの寸法そのものが大きいことに加えて、ベッドを使用している間に便房内に車いすを置けるスペースも必要であることから、便房自体を広くつくる必要がある。

【参考】大型ベッドを設置したバリアフリートイレの例

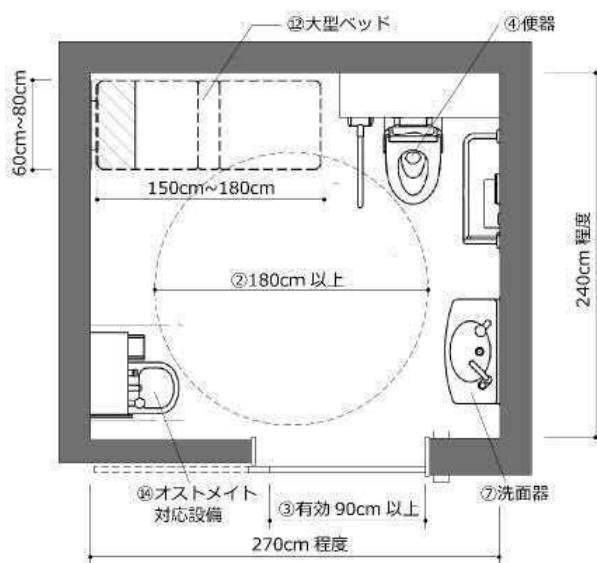


【参考】 大型ベッドを設置したバリアフリースイールのレイアウト例
 (福祉都市環境整備指針 97 ページ)

○大型ベッドを長辺方向に折りたたむ場合



○大型ベッドを短辺方向に折りたたむ場合



※バリアフリー法や福祉都市環境整備指針では、バリアフリースイールの内法寸法を 200cm×200cm 以上としているが、最低限の寸法では大型ベッドが収まらないため、大型ベッドを設ける場合は、上図のように便房を広めに確保する必要がある。

複数の車いす使用者が同時に乗れる大型のエレベーターの設置

○エレベーターの大きさ

バリアフリー法や福祉都市環境整備指針では、エレベーターのかごの大きさは幅 140cm×奥行き 135cm（11 人乗り）以上としている。

（最低基準となる 11 人乗りのエレベーターは車いすが 1 台乗れるくらいの大きさとなる。）

福祉都市環境整備指針では、施設の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、エレベーターの設置台数やかごの大きさを選定することも望ましいとし、かごの大きさの JIS 規格も紹介している。

【参考】JIS 規格（JISA4301）で定めるエレベーターのかごの寸法

（福祉都市環境整備指針 78 ページ）

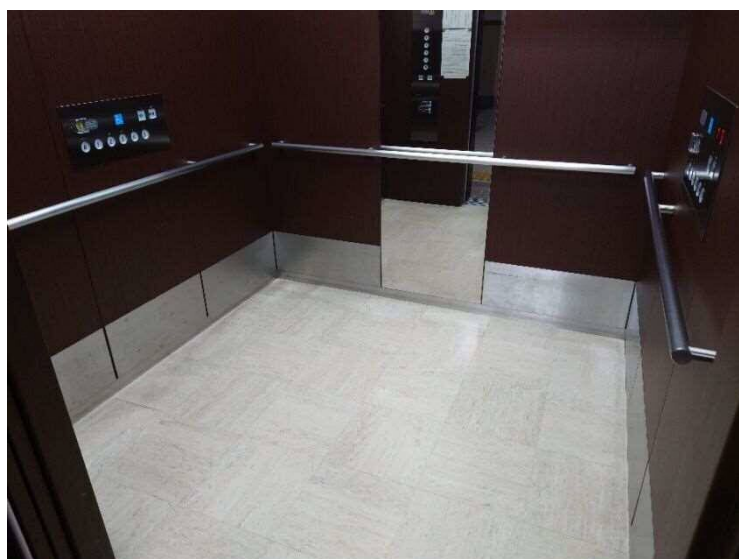
最大定員	かごの幅	かごの奥行	最大定員	かごの幅	かごの奥行
11 人	140cm	135cm	20 人	180cm	170cm
13 人	160cm	135cm		200cm	150cm
15 人	160cm	150cm	24 人	200cm	175cm
	180cm	130cm		215cm	160cm
17 人	180cm	150cm			
	200cm	135cm			

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会がオリンピック・パラリンピックの開催地に求められるアクセシビリティに関する指針として示した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」では、エレベーターのかごの大きさを次のように示している。

- ・標準基準：幅 170cm×奥行 150cm（※JIS 規格では 17 人乗りに相当）
- ・推奨基準：幅 210cm×奥行 150cm（※JIS 規格では 24 人乗りに相当）

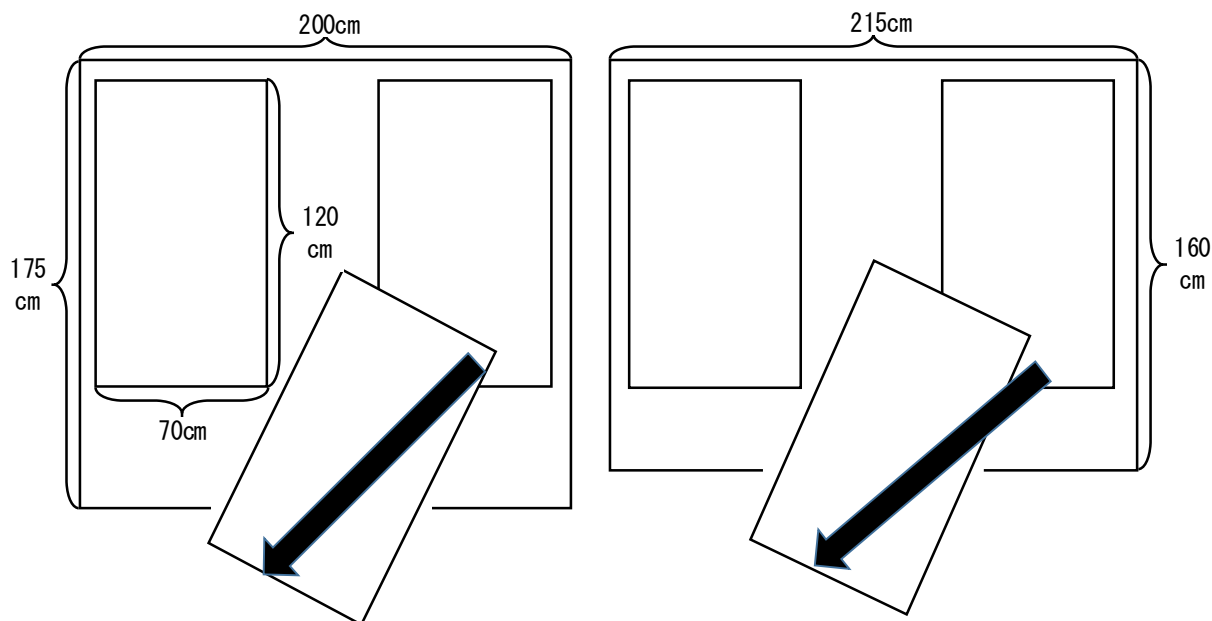
※国土交通省が定めた「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で相当する JIS 規格でのかごの大きさとして提示

【参考】24 人乗りのエレベーターの例（市役所本庁舎）



【参考】24人乗りのエレベーターに車いすが2台で同時に乗る例

24人乗り（幅200cm×奥行175cm） 24人乗り（幅215cm×奥行160cm）



※JIS規格で定める最大寸法（幅70cm・全長120cm）の車いすが2台で同時に乗る場合には、エレベーターの乗降時の方向転換に備えて、十分なスペースが必要となる。

カームダウンのできる部屋やスペースの設置

○カームダウン

「カームダウン」はパニックになった人などを落ち着かせることで、カームダウンのできるスペースとしては、周りの音や視線などから避けられる他とは区画した部屋を設置することとなるが、専用の部屋がない場合でも、空いている部屋や他に利用できる部屋（多目的室など）を利用する方法もある。（パニックになった人が落ち着けるように、周りの音や視線などが気にならないような配慮も必要となる。）

福祉都市環境整備指針では、授乳室やおむつ交換場所とは別に、気分がすぐれなくなったときやパニックになった人などを落ち着かせる（カームダウンの）ための多目的室を設けることが望ましい（ベッドがあるとより望ましい。）としている。

【参考】カームダウンのできるスペースの表示例（福祉都市環境整備指針 129 ページ）



4 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の一部改正

(1) 趣 旨

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の改正（令和3年5月28日改正、令和6年4月1日施行予定）に伴い、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」（平成30年条例第61号。以下「条例」という。）の規定との整合を図るため、所要の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、今回の法改正により、事業者の合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」に引き上げられたことから、条例の規定も同様に事業者の合理的配慮の提供を「義務」とするもの。

改正前	改正後
(市が行う合理的配慮の提供) 第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。 2 市は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。	(市及び事業者が行う合理的配慮の提供) 第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。 2 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。
(事業者が行う合理的配慮の提供) 第10条 事業者は、その事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をするよう努めなければならない。 2 事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。	(削除)

【参考】法（改正後）

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 (略)

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(3) 施行期日

令和6年4月1日

5 本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み

【令和5年度（予定を含む）】

（1）相談及び紛争解決体制等

区 分	内 容
名古屋市障害者差別相談センターの運営	障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し、紛争解決を図るとともに、市民・事業者に向けた啓発事業等を実施。 地域の相談窓口や専門相談窓口との連携・協力により、困難事例や複数機関にまたがる相談事案等へ対応。 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に運営委託（令和2～6年度）。運営状況の詳細は（P.32～38）参照。
名古屋市障害者差別解消調整委員会の開催 (令和6年3月26日)	事業者による障害を理由とする差別に関する相談事案で、名古屋市障害者差別相談センターへの相談によっても解決を図れなかった事案について、助言又はあっせん等を実施。あっせんによっても解決しない場合は、市長に対して勧告を求める。あっせんの申し立てに応じて随時開催。 令和5年度は、このまま申し立てがない場合、第3回障害者差別解消支援会議と合同で開催予定。
名古屋市障害者差別解消支援会議の開催 〔令和5年5月22日 令和5年8月22日 令和6年3月26日〕	地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有等を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや、類似事案の発生防止の取り組みなど、差別を解消するための取り組みを協議する会議を開催。 名古屋市及び各機関の取り組みや相談事例・障害者差別解消推進条例の改正案などの確認、意見交換を実施。
名古屋市障害者差別解消庁内推進会議の開催 〔令和5年6月12日 令和5年8月21日 令和6年1月9日〕	全庁体制で障害者差別解消に取り組むため、健康福祉局主管副市長をトップに、全局長による会議を開催。 各職場における相談事案や合理的配慮の好事例、バリアフリー整備に関する当事者参画の取り組み事例を集約・集積するとともに、各局区室へ提供、周知することで共有を図り、本市における障害者差別解消の取り組みに活用。 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」の改正案の確認、意見交換を実施。令和5年12月改正し、市職員全員へ配布・周知。

※令和6年開催分は予定

(2) 職員研修

ア 健康福祉局主催（障害企画課）

区 分	内 容	参加者数
本市課長級職員研修 (令和5年11月1日・12月25日)	・ 障害理解についての講演 ・ グループワーク	146 名
指定管理事業者向け研修 (令和5年12月26日・27日)	・ 障害理解についての講演 ・ 障害疑似体験 ・ グループワーク	151 名
窓口職員等向け研修 (令和5年10月30日・11月7日)	・ 障害理解についての講演 ・ 障害疑似体験 ・ グループワーク	47 名

※対面式の研修とし、市民討論会における差別事案を踏まえ、グループワークや障害疑似体験を取り入れた。

イ 総務局主催（職員研修内のプログラムの一つとして開催）

区 分	内 容	参加者数
人権指導者養成研修 (令和5年7月20日)	・ 障害者差別解消法 ・ 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・ 名古屋市職員対応要領 など	36 名
新規採用者研修 (令和5年7月11・13日)	・ 障害者差別解消法 ・ 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・ 名古屋市職員対応要領 など	488 名

※「職場内人権研修」(令和5年12月4日～令和6年1月17日) eラーニング
全職員を対象に「人権基本」に加えて「障害者の人権」も必須科目として実施

ウ 子ども青少年局主催

区 分	内 容	参加者数
行政窓口担当者対象 発達障害ワークショップ 研修 (令和5年7月11日)	・ 講義「発達障害について」 ・ 疑似体験 ・ 講演「親の思い」 ・ ワークショップ「窓口で、その時あなたは」	20 名

※ あいち発達障害者支援センター・名古屋市発達障害者支援センター共催

(3) 広報・啓発

ア 民間活力を活用した広報

区分	内 容																								
概要	民間事業者の持つ「特性」や「強み」等を活かした効果的な広報の企画の提案を募り、外部評価委員の審査を経て事業者が提案した広報を実施する。今年度においては、来年 4 月から障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」となることを受け、その周知に特に注力する。（令和 5 年度委託事業者：株式会社 I T P）																								
事業内容 (予定)	・ポスター（B2 または A3）とチラシ（A4）を掲出・配布 <table><tr><th>場 所</th><th>実施期間</th></tr><tr><td>松坂屋名古屋店</td><td>令和 5 年 12 月 1 日～12 月 24 日</td></tr><tr><td>なるばーく</td><td>令和 5 年 12 月 1 日～12 月 24 日</td></tr><tr><td>市内の郵便局</td><td>令和 6 年 3 月 18 日～3 月 31 日</td></tr></table> ※松坂屋では、パネル設置や館内放送も実施 ・ジオターゲティング広告 位置情報をもとに、特定のエリアにターゲティングしてスマートフォン等への広告配信を行う手法を活用した広報を実施 <table><tr><th>配信期間</th><td>令和 5 年 12 月 8 日～令和 6 年 3 月 31 日</td></tr><tr><th>対象エリア</th><td>GMS（アピタ・イオン等）、百貨店、市・区役所、レジャー施設、教育関連（大学・高等学校等）など</td></tr></table> ・新聞広告 令和 6 年 1 月 28 日（日）の中日新聞（地域広告版）で折込チラシ配布 ・デジタルサイネージ 名鉄名古屋駅及び松坂屋名古屋店にてデジタルサイネージを使用した広報を実施 <table><tr><th>区分</th><th>名鉄名古屋駅</th><th>名古屋松坂屋</th></tr><tr><td>掲出期間</td><td>令和 5 年 12 月 4 日～10 日</td><td>令和 5 年 12 月 1 日～24 日</td></tr><tr><td>放映時間</td><td>5 時 30 分～24 時 00 分</td><td>営業時間</td></tr><tr><td>放送回数 (枠)</td><td>4 分間に 1 回（15 秒） ×22 面（ディスプレイ）</td><td>15 秒×300 回程 ×6 面（ディスプレイ）</td></tr></table> ・ウェブサイト 広報を見た方を誘導するウェブサイトを作成し、当市が作成した冊子・動画や事業について案内（公開：令和 5 年 11 月 29 日～令和 6 年 3 月 31 日） URL：https://www.nagoya-shougaisha-sabetukaishou.jp	場 所	実施期間	松坂屋名古屋店	令和 5 年 12 月 1 日～12 月 24 日	なるばーく	令和 5 年 12 月 1 日～12 月 24 日	市内の郵便局	令和 6 年 3 月 18 日～3 月 31 日	配信期間	令和 5 年 12 月 8 日～令和 6 年 3 月 31 日	対象エリア	GMS（アピタ・イオン等）、百貨店、市・区役所、レジャー施設、教育関連（大学・高等学校等）など	区分	名鉄名古屋駅	名古屋松坂屋	掲出期間	令和 5 年 12 月 4 日～10 日	令和 5 年 12 月 1 日～24 日	放映時間	5 時 30 分～24 時 00 分	営業時間	放送回数 (枠)	4 分間に 1 回（15 秒） ×22 面（ディスプレイ）	15 秒×300 回程 ×6 面（ディスプレイ）
場 所	実施期間																								
松坂屋名古屋店	令和 5 年 12 月 1 日～12 月 24 日																								
なるばーく	令和 5 年 12 月 1 日～12 月 24 日																								
市内の郵便局	令和 6 年 3 月 18 日～3 月 31 日																								
配信期間	令和 5 年 12 月 8 日～令和 6 年 3 月 31 日																								
対象エリア	GMS（アピタ・イオン等）、百貨店、市・区役所、レジャー施設、教育関連（大学・高等学校等）など																								
区分	名鉄名古屋駅	名古屋松坂屋																							
掲出期間	令和 5 年 12 月 4 日～10 日	令和 5 年 12 月 1 日～24 日																							
放映時間	5 時 30 分～24 時 00 分	営業時間																							
放送回数 (枠)	4 分間に 1 回（15 秒） ×22 面（ディスプレイ）	15 秒×300 回程 ×6 面（ディスプレイ）																							

イ 障害者理解に関する講師派遣事業

区 分	内 容
概 要	市民・事業者が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会にある障壁（バリア）を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供する「障害者理解に関する講師派遣事業」を実施。 【事務局ウェブサイト https://shougairikai-nagoya.jp】
対象者	市民又は市内の事業所、5名以上（原則）の集まり
主な コース例	・「障害理解入門」 ・「障害特性を知り、接し方を知る」 ・「スポーツや交流を通して障害を知る」 ・「働く障害当事者や、障害のある子を育てる保護者の話を聞き、知る」 ・「まちの中の“バリア”を知り、障害を理解する」
講師料	無料（会場は申込者にて用意）
実 績	令和5年度（4月～11月）：117件・参加人数4,468人

ウ 各種ガイドブックを活用した啓発

区 分	内 容
ガイドブック の概要	・『名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例【ガイドブック】』 条例の理解促進を図るため、内容や考え方について、具体的な事例やイラスト、わかりやすい表現を用いて解説した冊子 ・『こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック』 障害及び障害者の正しい理解のため、各障害の特性とこれまで実際に障害者が体験した事例等をもとに、適切な接遇対応の例を紹介した冊子
活用例	各局区の職員研修、障害福祉施設の新規参入事業者研修 等

名古屋市障害者差別相談センターの運営状況

(令和5年4月～令和5年9月) ※特記以外は令和5年9月末時点

I 障害者差別に関する相談、調査及び調整

1 障害者差別相談センター及び地域の相談窓口で受理した相談件数

※()内は、対応延べ件数

(単位：件)

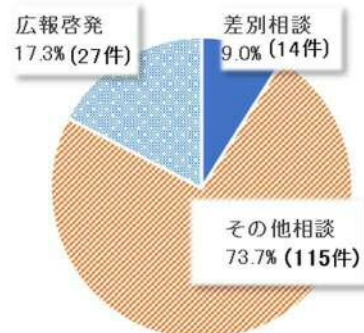
	センターに直接 寄せられた相談	地域の相談窓口 から、センターへ 引継がれた相談	地域の相談窓口が 受け対応した相談	総 計
差別相談	12 (303)	2 (4)	0 (0)	14 (307)
その他相談	111 (309)	0 (0)	4 (12)	115 (321)
広報啓発	27 (75)	- -	- -	27 (75)
総 計	150 (687)	2 (4)	4 (12)	156 (703)

【地域の相談窓口】

区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター

【相談の内訳】

- ・差別相談：センターで障害者差別にかかる相談事案として受理した相談
- ・その他相談：差別にはあたらない生活上の困り事や不安の傾聴、法や制度に関する問合せなど
- ・広報啓発：出前講座の依頼 など

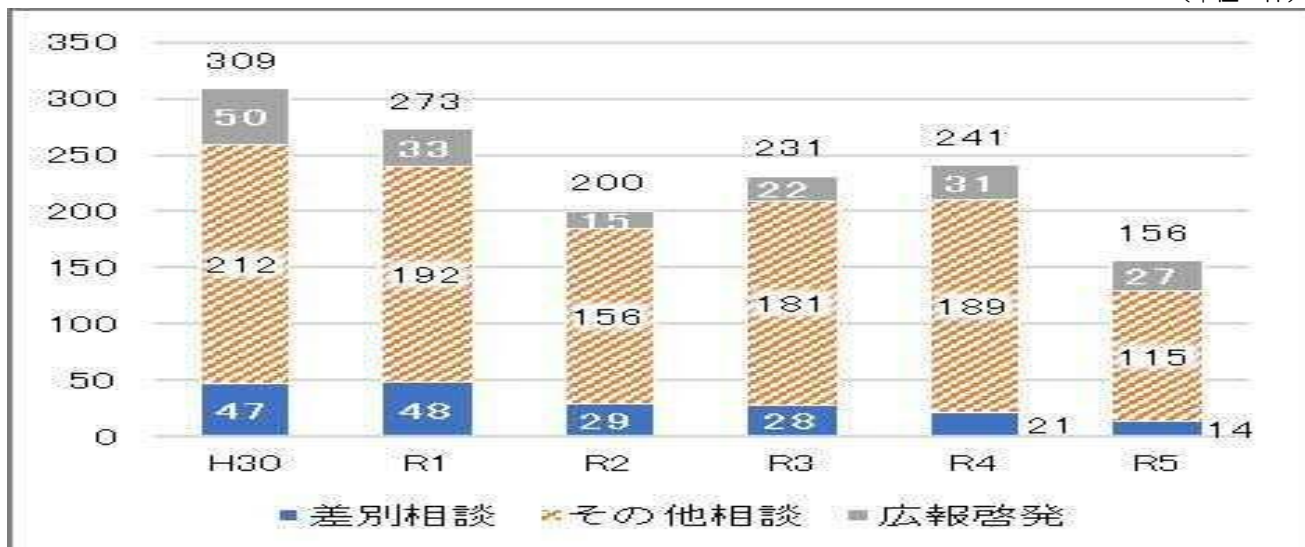


令和5年9月末現在のセンター及び地域の相談窓口に寄せられ対応した差別相談は14件(延べ307件)、寄せられた相談の総件数は156件(延べ703件)でした。寄せられた相談の総計は昨年度に比べ増加しており、内地域の相談窓口での対応件数は4件でした。

なお、「差別相談」及び「その他相談」に相談いただいた方のうち、4人(3.2%)は過去にも相談がありました。

【参考】相談受付実数(年度別)

(単位：件)

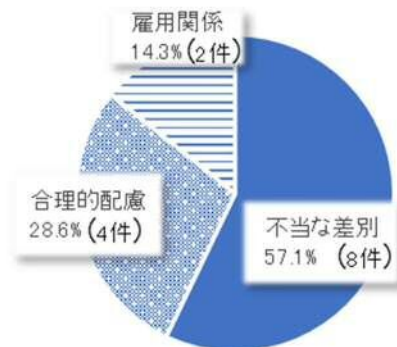


2 センター及び地域の相談窓口における差別相談の内訳

(1) 差別の分類

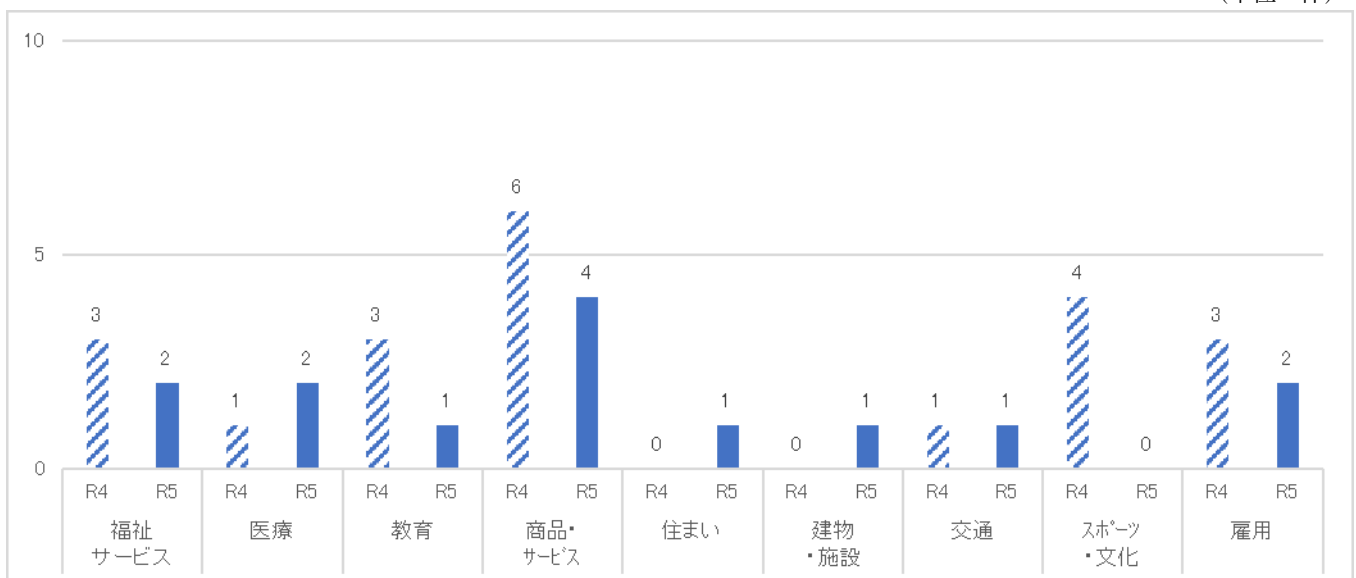
(単位：件)

差別の分類	R4	R5
不当な差別	14	8
合理的配慮	4	4
一般私人関係	0	0
雇用関係	3	2
総 計	21	14



(2) 相談分野

(単位：件)



【相談分野の例】

- ・「商品・サービス」…商品売買だけでなく、飲食店や対人サービスなど
- ・「住まい」…不動産の売買、賃貸契約のほか、町内会など
- ・「建物・施設」…不特定多数の方が利用する建物など
- ・「交通」…電車、バス、タクシーなど
- ・「スポーツ・文化」…スポーツ、文化芸術活動、生涯学習活動など

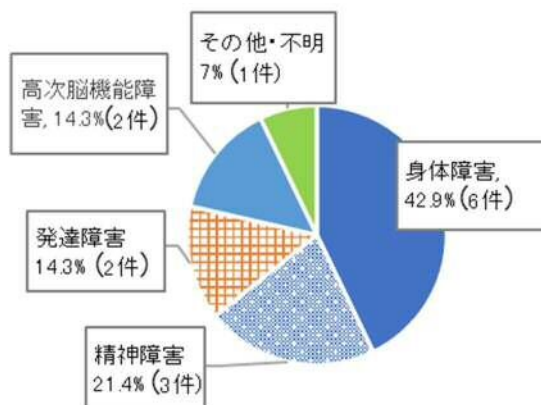
昨年度は「住まい」「建物・施設」の分野における差別相談はありませんでしたが、今年度は共に1件ずつあり、分野による大きな偏りは見られませんでした。

「商品・サービス」の分野での相談が最も多く、内1件は事業者からの相談でした。「交通」の分野では、車いすユーザーの方からタクシーの利用に関する相談がありました。

(3) 当事者の主たる障害種別

(単位：件)

障 害 種 別	R4	R5			
		計	男	女	不明
身 体 障 害	12	6	3	3	0
視覚	2	2	1	1	0
聴覚	4	2	2	0	0
盲ろう	0	0	0	0	0
肢体不自由	5	2	0	2	0
内部	1	0	0	0	0
知 的 障 害	1	0	0	0	0
精 神 障 害	4	3	1	2	0
統合失調症	0	0	0	0	0
うつ病	3	3	1	2	0
双極性障害	0	0	0	0	0
不安障害	0	0	0	0	0
その他・不明	1	0	0	0	0
発 達 障 害	3	2	1	1	0
広汎性	1	2	1	1	0
学習障害	0	0	0	0	0
その他・不明	2	0	0	0	0
高次脳機能障害	0	2	2	0	0
難 病	0	0	0	0	0
その他・不明	1	1	0	0	1
総 計	21	14	7	6	1

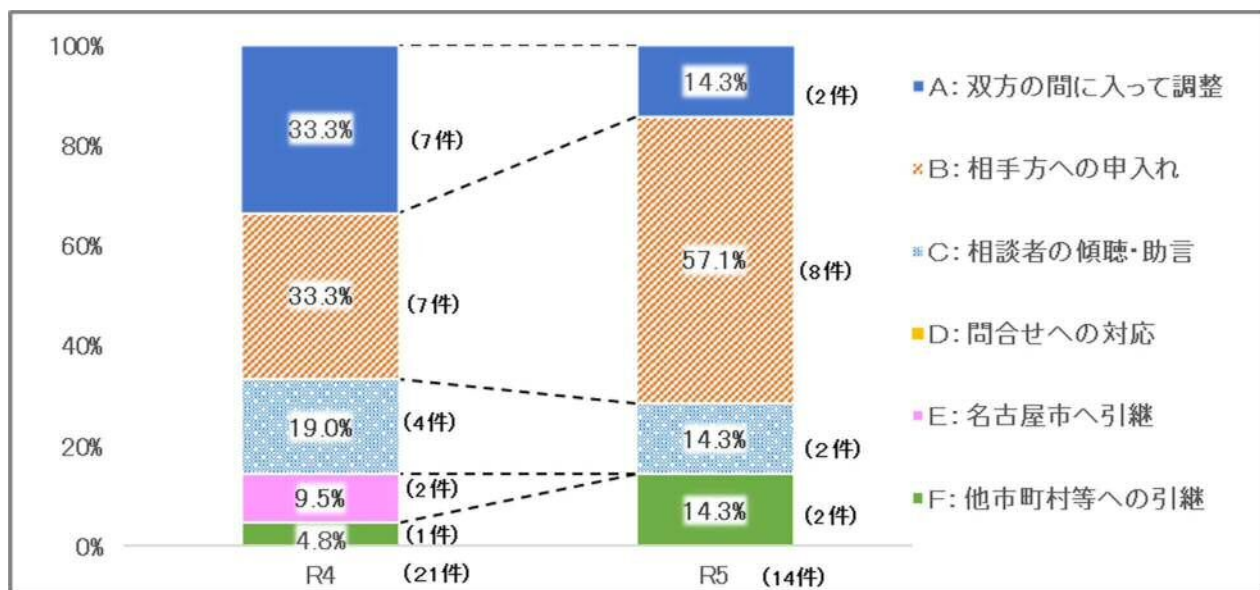


差別相談14件のうち、身体障害のある方からの相談が6件と最も多く、盲導犬ユーザーの方と車いすユーザーの方からの相談もありました。

また、障害種別と性別が共に不明の1件は、「市民の声」からの相談でした。

3 センターにおける差別相談の対応状況

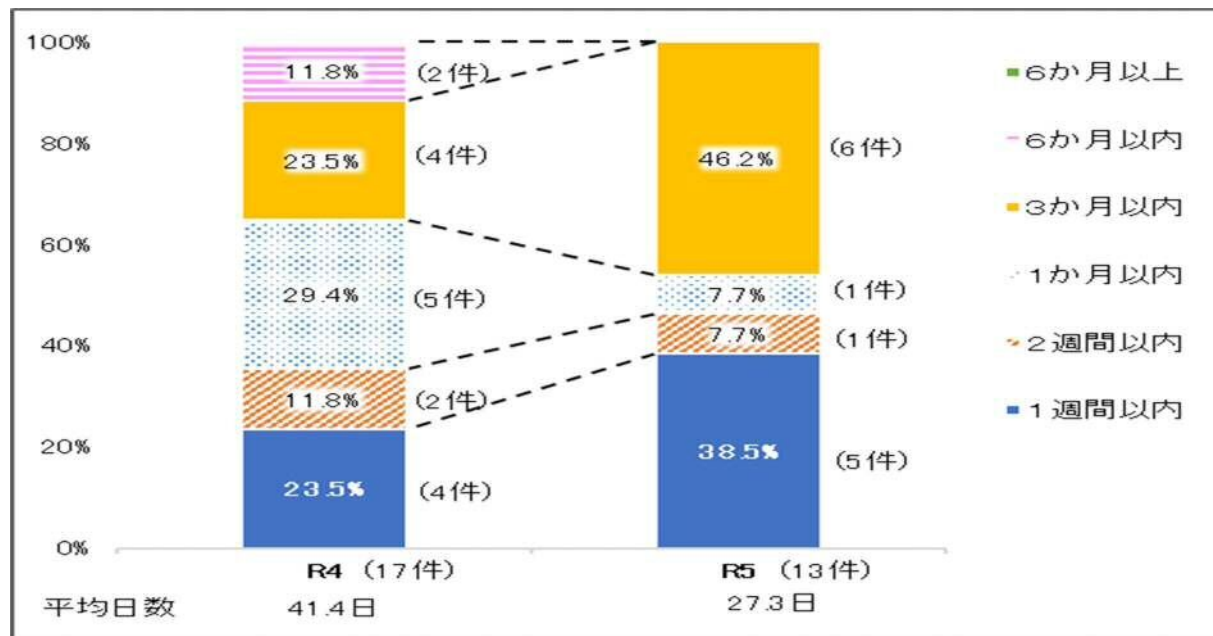
(1) センターによる調整の状況



差別相談 14 件のうち 10 件は、センターが直接介入し、相手方事業者と調整（上記 A 及び B）を行いました。

※令和 4 年度・令和 5 年度ともに「D: 問合せへの対応」は 0 件

(2) 終結に至るまでの所要日数



センターでは、原則、相談者へ調整結果をフィードバックし意向の確認を行ったうえで、対応終結を判断しています。

終結した差別相談 13 件は、3 か月以内に対応を終結し、内 5 件は 1 週間以内に対応を終結しています。終結に至るまでの平均日数（27.3 日）は昨年後に比べ大幅に短くなっていますが、長期に渡る困難ケースが発生していないことが大きな要因と考えられます。

Ⅱ 連絡調整会議の運営

大学教授、弁護士、障害当事者、事業者代表及びセンター職員で構成し、受け付けた全ての差別相談事案について協議・報告を行いました。（うち、1回はオンライン開催）

（単位：件）

実 績	R1	R2	R3	R4	R5
開催回数	12	8	7	10	6
審議件数	109	53	37	40	39
1回あたりの審議件数	9.1	6.6	5.3	4.0	6.5

Ⅲ 障害者差別に関する相談に従事する人材の育成

1 地域の相談窓口従事者向け研修

障害者差別に関する相談を受ける「地域の相談窓口」（区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）に従事する職員を対象に、障害者差別解消法について理解を深め、障害者差別相談に必要な知識や技術を向上させる研修を実施しました。

	実施日	研 修 内 容	参加人数
1	5月30日 (ハイブリッド)	○講義「障害者差別解消について～国連障害者権利委員会の総括所見をふまえて～」 弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長 田中 伸明 氏 ○説明「地域の相談窓口における相談対応のポイント」 名古屋市障害者差別相談センター センター長 山田	25人
2	8月10日 (来場)	○講義「名古屋市の特別支援教育について」 名古屋市教育委員会指導部指導室 指導主事 岩井 圭志 氏 ○事例検討（グループワーク） ○事例紹介 名古屋市障害者差別相談センター 職員	17人
3	10月17日 (ハイブリッド)	○講義「障害者差別解消法改正のポイント～基本方針を読み解く～」 弁護士、田嶋・水谷法律事務所 川瀬 麻絵 氏 ○事例紹介 名古屋市障害者差別相談センター センター長 山田 ○障害者差別解消法の改正に係る名古屋市の対応状況等について	8人

2 その他の研修

愛知労働局、ハローワーク、障害者差別相談センター各相談窓口が対応する障害者差別相談について知り、今後の相談対応や連携に生かすことを目的に第1回障害を理由とする差別に関する相談勉強会を実施しました。

日 時：令和5年6月14日（水）午後2時～3時半

参加者：愛知労働局・ハローワーク・障害者差別相談センター・障害企画課職員 11人

会 場：総合社会福祉会館 権利擁護推進部会議室

内 容：各相談窓口における「障害を理由とする差別相談」について知る

IV 障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業

1 出前講座

差別解消法、障害者差別相談センターの役割、寄せられた相談事例等について、対象者等の状況に合わせて、対面の他にオンラインによる講演も行いました。

受講対象	R3	R4	R5
	件数（参加人数）	件数（参加人数）	件数（参加人数）
当事者(本人・団体)	2件（11人）	1件（6人）	0件（0人）
事業者(福祉サービス)	6件（174人）	8件（286人）	17件（288人）
事業者(一般)	3件（45人）	5件（101人）	2件（45人）
市・区役所等	0件（0人）	4件（89人）	1件（15人）
一般市民	7件（343人）	9件（572人）	4件（155人）
地域関係団体	4件（53人）	4件（110人）	0件（0人）
合 計	22件（626人）	31件（1164人）	24件（503人）

2 企業向けセミナー

民間事業者における合理的配慮の提供が法的に義務化されることに向け、障害に対する理解促進を深めるとともに障害者に対する差別解消を主体的に取り組むきっかけづくりを目的に開催します。

日 時：令和5年11月22日（水）午後2時～4時

会 場：総合社会福祉会館 研修室（北区清水4-17-1 7階）

開催方法：来場型とオンライン（ハイブリッド）

内 容：第1部 改正障害者差別解消法について

講師 川瀬 麻絵氏（弁護士）

第2部 障害を理解しよう

講師：佐藤 一人氏（聴覚障害当事者）

竹内 ゆかり氏（視覚障害当事者）

第3部 アイマスク体験（来場参加者のみ）

講師：名古屋市障害者理解に関する講師派遣事業事務局

参加者数：来場参加者数6人・オンライン参加者8人・合計14人

3 市民講演会（予定）

一般市民を対象に、障害を理由とする差別や偏見の解消について、市民みんなの課題として捉え、考えるきっかけをつくることを目的に実施します。

日 時：令和6年3月2日（土）午後1時30分～4時

会 場：中区役所ホール（名古屋市中区栄四丁目1番8号）

内 容：テーマ「差別や偏見のない共生社会をめざして」

第1部 大前 光市氏（義足のプロダンサー）

トーク&パフォーマンス「誰にでも輝ける場所がある」

特別出演 KAZUKI 氏（手話パフォーマー）

第2部 トークセッション「共生社会の実現について考えよう！」

コーディネーター 田中 伸明氏（弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長）

登壇者 大前 光市氏

KAZUKI 氏

川瀬 麻絵氏（弁護士）

神村 昌克（障害者差別相談センター統括責任者）

定 員：450名

4 その他の広報関係

（1）センターニュースの発行（第15号・第16号）

センター業務への理解と周知のほか、関係者の意識や対応力の向上を図ることを目的として、第15号・第16号を5月・11月に地域の相談窓口（61か所）及び市内ハローワーク（3か所）の他、各区の障害者自立支援連絡協議会等に送付しました。

（2）障害のあるお客様への対応に関するアンケートの実施

民間事業者における障害のあるお客様への対応に関する現状の認識や意識を把握し、今後のセンターの事業運営に生かすためアンケートを実施しました。

調査期間：令和5年9月1日（金）～令和5年9月29日（金）

（3）事業者向け相談事例集の作成・配布（予定）

民間事業者における合理的配慮の提供が法的に義務化され、令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行されるにあたり、障害に対する理解の向上、障害者差別解消の推進を目的として、事業者向けに障害者差別相談センターが受けた相談事例集を作成し、配布します。

（4）駅スクエアビジョン広告（デジタルサイネージ）の実施（予定）

期 間：令和6年3月4日（月）～令和6年3月31日（日）

時 間：6時～24時

場 所：名古屋駅（新幹線口）